

## 通帳レス口座に係る特約

令和5年1月現在

### 1. (特約の適用範囲等)

(1) この特約は、「京都北都信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」といいます。)に適用される事項を定めます。

(2) この特約は、「普通預金規定」「定期性総合口座取引規定」「キャッシュカード規定」(以下「関連規定」といいます。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。

### 2. (通帳レス口座)

(1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『京都北都信金アプリ』(以下「本アプリ」といいます)の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。

(2) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行を必須とします。

### 3. (取扱店の範囲)

(1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。

(2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

### 4. (入出金明細の確認)

(1) 通帳レス口座の入出金明細は、本アプリによりご確認いただけます。

(2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は10年間とします。

### 5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

(1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、本アプリにより行うことができます。

(2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。

(3) 有通帳口座から通帳レスアプリ口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、本アプリで確認ができます。

### 6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

(1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができます。

(2) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。

(3) 切替えには、当金庫所定の手数料を申し受けます。

### 7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

### 8. (預金の払戻し等)

(1) 店頭における通帳レス口座から預金の払戻しをするときは、届出の印章により記名押印した当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座の本アプリにおける有効な口座情報の提示が必

要です。

(2) 前項の払戻し手続きに加え、当該預金の払戻しについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

#### 9. (通帳レス口座の解約)

(1) 通帳レス口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ対象となる預金口座の本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。

(2) 通帳レス口座を解約した時点で、本アプリでは、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。

(3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

#### 10. この特約の変更等

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(3) 当金庫責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上

関連規定については「預金規定集< <http://www.hokuto-shinkin.co.jp/etc/kitei.shtml> >」をご覧ください。"